

●給与上手くんα ProII Version 13.301

●給与上手くんαクラウド ProII・給与上手くんαクラウド SE ProII Version 13.301

当プログラムは、マイクロソフト社のサポート対応終了に伴い、Windows XP・Vista・7・8.1 搭載機へのインストールは不可となっています。

◆ 雇用保険料率

- 令和5年度雇用保険料率（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）は、以下のとおりです。
“一般”の事業：13.5/1000 から **15.5/1000** に引き上げられます。
失業等給付・育児休業給付の保険料率は、労働者負担 **6/1000**・事業主負担 **9.5/1000** に変更になります。※他の事業については下図参照。

事業者 事業の種類	① 労働者負担 (失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率のみ)	② 事業主負担		①+② 雇用保険料率	
		失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率	雇用保険二事業 の保険料率		
一般の事業	6/1,000	9.5/1,000	6/1,000	3.5/1,000	15.5/1,000
(令和4年10月～)	5/1,000	8.5/1,000	5/1,000	3.5/1,000	13.5/1,000
※ 農林水産・ 清酒製造の事業	7/1,000	10.5/1,000	7/1,000	3.5/1,000	17.5/1,000
(令和4年10月～)	6/1,000	9.5/1,000	6/1,000	3.5/1,000	15.5/1,000
建設の事業	7/1,000	11.5/1,000	7/1,000	4.5/1,000	18.5/1,000
(令和4年10月～)	6/1,000	10.5/1,000	6/1,000	4.5/1,000	16.5/1,000

◀参考 URL▶ パンフレット：[001050206.pdf \(mhlw.go.jp\)](https://www.mhlw.go.jp/content/001050206.pdf)

◆ 子ども・子育て拠出金率

- 令和5年4月分からの子ども・子育て拠出金率は現行から据え置き **0.36%** の予定です。

◀参考 URL▶ 日本年金機構からのお知らせ

<https://www.nenkin.go.jp/service/kounen/info/oshirase/20140627.files/202303zenkoku.pdf>

◆ その他の改良、修正を行いました。

※詳細は、次ページからの“給与処理 d b【給与計算】(VERSION:13.301) の変更点”を参照してください。

⚠ 注意

- 他のICSシステムとマスターのやり取りを行われる場合は、他のICSシステム側も当改正対応プログラムのインストールを行い、バージョンを統一してください。

給与処理 d b 【給与計算】（VERSION:13.301）の変更点

改正内容

I. 概要

1) 雇用保険料率

①令和5年度雇用保険料率（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）は、以下のとおりです。

“一般”の事業：13.5/1000 から **15.5/1000** に引き上げられます。

失業等給付・育児休業給付の保険料率は、労働者負担 6/1000・事業主負担 9.5/1000 に変更になります。※他の事業については下図参照。

負担者 事業の種類	① 労働者負担 (失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率のみ)	② 事業主負担			①+② 雇用保険料率
			失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率	雇用保険二事業 の保険料率	
一般の事業	6/1,000	9.5/1,000	6/1,000	3.5/1,000	15.5/1,000
(令和4年10月～)	5/1,000	8.5/1,000	5/1,000	3.5/1,000	13.5/1,000
※ 農林水産・ 清酒製造の事業	7/1,000	10.5/1,000	7/1,000	3.5/1,000	17.5/1,000
(令和4年10月～)	6/1,000	9.5/1,000	6/1,000	3.5/1,000	15.5/1,000
建設の事業	7/1,000	11.5/1,000	7/1,000	4.5/1,000	18.5/1,000
(令和4年10月～)	6/1,000	10.5/1,000	6/1,000	4.5/1,000	16.5/1,000

«参考 URL» パンフレット：[001050206.pdf \(mhlw.go.jp\)](https://www.mhlw.go.jp/content/001050206.pdf)

2) 子ども・子育て拠出金率

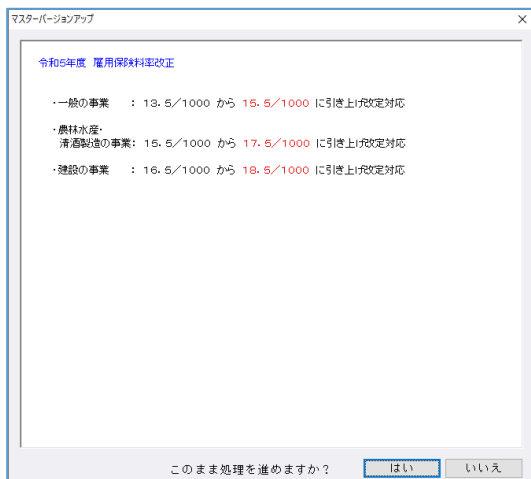
①令和5年4月分からの子ども・子育て拠出金率は現行から据え置き 0.36% の予定です。

«参考 URL» 日本年金機構からのお知らせ

<https://www.nenkin.go.jp/service/kounen/info/oshirase/20140627.files/202303zenkoku.pdf>

改正対応

■入力画面等を開くと、改正内容を表示します。内容を確認の上、“はい”で処理を進めてください。



※既存マスターの場合、マスターのバージョンアップが行われます。

I. 登録・導入／テーブルメンテナンス

1) 社会保険料額表／【雇用保険料】

①雇用保険料率の改正に伴い、テーブルを更新しました。

システム：04年04月001版 → システム：05年04月001版

一般の業種	雇用保険料率	労働者負担		事業主負担	
		(失業、育児休業等 給付に係る保険料率)		(失業、育児休業等 給付に係る保険料率)	二重業に係る 保険料率
一般の業種	15.50	6.00	9.50	6.00	3.50
農林水産・清酒製造業	17.50	7.00	10.50	7.00	3.50
建設業	18.50	7.00	11.50	7.00	4.50

修正内容

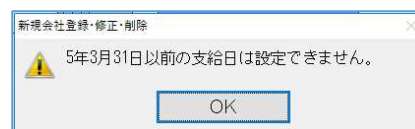
I. 登録・導入／会社情報

1) 新規会社登録・修正・削除

①支給・労働条件タブー〇月分支給日（給与）について、ひとつ前に賞与がないと、前月の日付に変更できなくなっていたのを修正しました。

基本会社情報		支給・労働条件		社会保険		税金・年額		システム設定	
給与支給設定：									
処理年	令和 *							5年	
処理開始月	*							3月	
給与賞与区分				給与					
支払基礎日数	*							31日	
支払区分				当月支給					
休日振替区分				前日振替					
給与支給基準日	*							25日	
3月分支給日（給与）	*			05年04月25日					
社会保険徴収月	*			5年				2月分	

例えば左図（05年4月25日）の支給日を05年3月24日に変更しようとする、下記メッセージが出て変更できなくなっていました。



II. 登録・導入／更新

1) 翌年更新（翌月更新）

①賞与の保険料（健康保険料及び厚生年金保険料）が計算されないケースがあったのを修正しました。

《現象が発生するケース》

- 賞与の支給日が、直前の給与の支給日より前（例 6/25 給与→6/20 賞与）のとき、月移動で過去月（6/25 給与）に戻る。
- 社員登録の入社年月日の登録があり、労働条件タブー給与支給設定：給与支給参照元が「会社」の社員について、社員登録で変更を加える。
- 社員登録を閉じる際の、最新月へ変更内容を反映するかを選択を「はい」で進め、2.の社員以外の画面に移動する。
- 当月（6/20 賞与）に戻したあと、2.に該当する社員の明細書入力やユーザー項目入力を開かず、社員登録も開かなかった（データ変更を行わなかった）場合、社会保険料が空欄となっていました。

※ケースは限定的ですが、保険料が空欄の場合は源泉所得税額にも影響がありますのでご注意ください。

※すでに現象が発生している場合、当プログラムをインストールしても保険料は自動変更されません。お手数ですが必要に応じて手入力等いただきますようお願いいたします。

I. 月 60 時間超の時間外労働の割増賃金率の引き上げ

《改正概要》

令和 5 年 4 月 1 日より、中小企業についても、月 60 時間を超える時間外労働の割増賃金率 50%が義務付けられます。（大企業は 2010 年 4 月から義務化されています。）
当改正に対するプログラムの変更はありません。

以上